

介護医療院の創設等について

平成30年3月7日  
保健福祉部

1 制定及び改正の趣旨

「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」（平成30年厚生労働省令第5号）が公布されるとともに、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生労働省令第46号）等が一部改正されたことから、これらで定める基準を、市の基準として条例で定めようとするものである。

2 制定又は一部改正を行う条例

- (1) 盛岡市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例【制定】
- (2) 盛岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（平成24年条例第59号）
- (3) 盛岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（平成24年条例第60号）
- (4) 盛岡市軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（平成24年条例第61号）
- (5) 盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第62号）
- (6) 盛岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第63号）
- (7) 盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第64号）
- (8) 盛岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第65号）
- (9) 盛岡市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第66号）
- (10) 盛岡市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第67号）
- (11) 盛岡市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第68号）
- (12) 盛岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年条例第49号）
- (13) 盛岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年条例第50号）

### 3 制定又は改正の主な内容

#### (1) 盛岡市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例【制定】

長期にわたり療養が必要である者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練等を行う介護医療院の基本方針、従業者の員数に関する基準、施設、設備等に関する基準、利用料等の受領、運営規程の制定、衛生管理その他運営に関する基準について定める。

#### (2) 盛岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部改正

ア サテライト型養護老人ホームの本体施設となる施設に、介護医療院を加える。

イ 介護医療院が本体施設である場合において、本体施設の栄養士等によりサテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、サテライト型養護老人ホームの生活相談員等を置かないことができるものとする。

ウ 養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じなければならないものとする。

#### (3) 盛岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部改正

ア 特別養護老人ホーム

(ア) 特別養護老人ホームは、あらかじめ、緊急時等における対応方法を定めておかなければならないものとするとともに、当該対応方法について運営規程に定めておかなければならないものとする。

(イ) サテライト型居住施設の本体施設となる施設等に、介護医療院を加える。

(ウ) 特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じなければならないものとする。

イ ユニット型特別養護老人ホーム

(ア) 緊急時等における対応方法について、運営規程に定めておかなければならないものとする。

(イ) ユニット型特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じなければならないものとする。

ウ 地域密着型特別養護老人ホーム

介護医療院が本体施設である場合において、本体施設の栄養士等によりサテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、サテライト型居住施設の生活相談員等を置かないことができるものとする。

エ その他

経過措置の対象となる一般病床等の転換の期限を平成36年3月31日まで延長する。

#### (4) 盛岡市軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部改正

ア サテライト型軽費老人ホームの本体施設となる施設に、介護医療院を加える。

イ 介護医療院が本体施設である場合において、本体施設の調理員等によりサテライト型軽費老人ホームの入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、サテライト型軽費老人ホームの調理員等を置かないことができるものとする。

ウ 軽費老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じなければならないものとする。

(5) 盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正

ア 訪問介護

(7) サービス提供責任者は、居宅介護支援事業者等に対し、指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うものとする。

(4) 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画の作成等に関し、介護支援専門員等に対して不当な働きかけを行ってはならないものとする。

(9) 共生型訪問介護の事業を行う指定居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準を定める。

イ 訪問リハビリテーション

(7) 指定訪問リハビリテーション事業所に常勤の医師を置くものとする。

(4) 指定訪問リハビリテーションの事業を行うことができる施設に、介護医療院を加える。

ウ 居宅療養管理指導

(7) 指定居宅療養管理指導事業所に置くべき従業者から、看護職員を削る。

(4) 指定居宅療養管理指導の事業を行うことができる施設から、指定訪問看護ステーション等を削る。

(9) 指定居宅療養管理指導事業者は、通常の事業の実施地域について、運営規程に定めておかなければならないものとする。

エ 通所介護

共生型通所介護の事業を行う指定生活介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準を定める。

オ 通所リハビリテーション

(7) 指定通所リハビリテーション事業所が介護医療院である場合にあつては、指定通所リハビリテーションを行う専用の部屋等の面積の基準を緩和するものとする。

(4) 指定通所リハビリテーション事業所の管理者が必要な管理の代行をさせることができる者に、言語聴覚士を加える。

カ 短期入所生活介護

(7) 介護医療院に併設される指定短期入所生活介護事業所であつて当該介護医療院と一体的に運営が行われるものについて、介護医療院として必要とされる数の従業者に加えて、短期入所生活介護従業者を確保するものとする。

(4) 共生型短期入所生活介護の事業を行う指定短期入所事業者が当該事業に関して満たすべき基準を定める。

キ 短期入所療養介護

(7) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所の従業者の基準、設備に関する基準及び定員に関する基準を定める。

(4) 診療所である指定短期入所療養介護事業所が設けるべき設備から、食堂を削る。

(9) 指定短期入所療養介護を提供する施設に、介護医療院の療養室を加える。

- (エ) 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準を定める。
- (オ) ユニット型介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の定員に関する基準を定める。

ク 特定施設入居者生活介護

指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じなければならないものとする。

ケ 福祉用具貸与

(7) 指定福祉用具貸与の提供に当たって提供する情報に、全国平均貸与価格に関する情報を加える。

(イ) 指定福祉用具貸与の提供に当たって、同一種目における機能又は価格の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。

(ウ) 福祉用具貸与計画を記載した文書を交付する者に、利用者に係る介護支援専門員を加える。

コ その他

(7) 病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定特定施設の従業者の基準及び設備の基準を定める。

(イ) 病院の療養病床等又は診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定特定施設の従業者の基準を定める。

(6) 盛岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正

ア 介護予防訪問リハビリテーション

(7) 介護予防訪問リハビリテーション事業所に常勤の医師を置くものとする。

(イ) 介護予防訪問リハビリテーションの事業を行うことができる施設に、介護医療院を加える。

イ 介護予防居宅療養管理指導

(7) 介護予防居宅療養管理指導事業所に置くべき従業者から、看護職員を削る。

(イ) 介護予防居宅療養管理指導の事業を行うことができる施設から、指定訪問看護ステーション等を削る。

(ウ) 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、通常の事業の実施地域について、運営規程に定めておかなければならないものとする。

ウ 介護予防通所リハビリテーション

指定介護予防通所リハビリテーション事業所が介護医療院である場合にあつては、指定介護予防通所リハビリテーションを行う専用の部屋等の面積の基準を緩和するものとする。

エ 介護予防短期入所生活介護

(7) 介護医療院に併設される指定介護予防短期入所生活介護事業所であつて当該介護医療院と一体的に運営が行われるものについて、介護医療院として必要とされる数の従業者に加えて、介護予防短期入所生活介護従業者を確保するものとする。

(イ) 共生型介護予防短期入所生活介護の事業を行う指定短期入所事業者が当該事業に関して満たすべき基準を定める。

オ 介護予防短期入所療養介護

(ア) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所の従業者の員数の基準、設備に関する基準及び定員に関する基準を定める。

(イ) 診療所である指定短期入所療養介護事業所が設けるべき設備から、食堂を削る。

(ウ) 指定介護予防短期入所療養介護を提供することができる施設に、介護医療院の療養室を加える。

(エ) 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準を定める。

(オ) ユニット型介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の定員に関する基準を定める。

カ 介護予防特定施設入居者生活介護

指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じなければならないものとする。

キ 介護予防福祉用具貸与

(ア) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たって提供する情報に、全国平均貸与価格に関する情報を加える。

(イ) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たって、同一種目における機能又は価格の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。

(ウ) 介護予防福祉用具貸与計画を記載した文書を交付する者に、利用者に係る介護支援専門員を加える。

ク その他

(ア) 病院の療養病床等又は診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設の従業者の基準及び設備の基準を定める。

(イ) 病院の療養病床等又は診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設の従業者の基準を定める。

(7) 盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正

ア 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

(ア) オペレーターに係るサービス提供責任者の経験年数を1年以上（厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上）に改める。

(イ) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に指定短期入所生活介護事業所等の施設がある場合において当該施設の職員をオペレーターとして充てることができる時間の制限等を廃止するとともに、当該施設に介護医療院を加える。

(ウ) 複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が密接な連携を図ることにより一

体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる随時対応サービスの提供に係る時間の制限を廃止する。

(エ) 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける頻度を、おおむね6月に1回に改める。

#### イ 夜間対応型訪問介護

オペレーターに係るサービス提供責任者の経験年数を1年以上（厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上）に改める。

#### ウ 地域密着型通所介護

(7) 共生型地域密着型通所介護の事業を行う指定生活介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準を定める。

(4) 指定療養通所介護事業所の利用定員を、18人以下に改める。

#### エ 認知症対応型通所介護

(7) 単独型指定認知症対応型通所介護に、介護医療院において行われる指定認知症対応型通所介護を加える。

(4) ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員を、ユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が12人以下となる数とする。

#### オ 小規模多機能型居宅介護

(7) 訪問サービスに、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を加える。

(4) 介護医療院が指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設されている場合、介護職員は介護医療院の職務に従事することができるものとする。

(9) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者になることができる者に、介護医療院の従業者として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であつて厚生労働大臣が定める研修を修了したものを加える。

(エ) 指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者になることができる者に、介護医療院の従業者として認知症である者の介護に従事した経験を有する者であつて厚生労働大臣が定める研修を修了したものを加える。

#### カ 認知症対応型共同生活介護

(7) 共同生活住居の管理者になることができる者に、介護医療院の従業者として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であつて厚生労働大臣が定める研修を修了したものを加える。

(4) 指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者になることができる者に、介護医療院の従業者として認知症である者の介護に従事した経験を有する者等であつて厚生労働大臣が定める研修を修了したものを加える。

(9) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じなければならないものとする。

#### キ 地域密着型特定施設入居者生活介護

(7) サテライト型特定施設の本体施設となる施設に、介護医療院を加える。

- (イ) 介護老人保健施設が本体施設である場合において、本体施設の言語聴覚士によりサテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、サテライト型特定施設の生活相談員等を置かないことができるものとする。
- (ウ) 介護医療院が本体施設である場合において、本体施設の介護支援専門員によりサテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、サテライト型特定施設の生活相談員等を置かないことができるものとする。
- (エ) 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じなければならないものとする。

#### ク 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

- (ア) サテライト型居住施設の本体施設となる施設に、介護医療院を加える。
- (イ) 介護老人保健施設が本体施設である場合において、本体施設の言語聴覚士によりサテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、サテライト型居住施設の生活相談員等を置かないことができるものとする。
- (ウ) 介護医療院が本体施設である場合において、本体施設の栄養士等によりサテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、サテライト型居住施設の生活相談員等を置かないことができるものとする。
- (エ) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じなければならないものとする。
- (オ) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、あらかじめ、緊急時等における対応方法を定めておかなければならないものとするとともに、当該対応方法について運営規程に定めておかなければならないものとする。
- (カ) ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じなければならないものとする。
- (キ) ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、緊急時等における対応方法について、運営規程に定めておくものとする。

#### ケ 看護小規模多機能型居宅介護

- (ア) 訪問サービスに、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者等の居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護を加える。
- (イ) 宿泊サービスに、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者を本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護を加える。
- (ウ) 介護医療院が指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設されている場合において、看護小規模多機能型居宅介護従業者が介護医療院の職務に従事することができるものとする。
- (エ) 本体事業所の職員によりサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に置くべき看護小規模多機能型居宅介護従業者を2人以上とすることができるものとする。
- (オ) 本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者によりサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従

業者をサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に置かないことができるものとする。

- (ハ) サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の看護職員の員数は常勤換算方法で1人以上とする。
- (ニ) 本体事業所の介護支援専門員によりサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対する居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する厚生労働大臣が定める研修を修了している者をサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に置くことができるものとする。
- (ホ) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることのできるものとする。
- (ヘ) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者になることができる者に、介護医療院の従業者として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって厚生労働大臣が定める研修を修了したものを加える。
- (ヘ) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者になることができる者に、介護医療院の従業者として認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって厚生労働大臣が定める研修を修了したもの等を加える。
- (コ) サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員を18人以下とする。
- (セ) サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る通いサービスの利用定員の上限を12人まで、宿泊サービスの利用定員を6人までとする。
- (ソ) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がない場合には、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができるものとする。
- (タ) 介護支援専門員を配置していないサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、研修修了者に看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

コ その他

- (7) 経過措置の対象となる一般病床等の転換の期限を平成36年3月31日まで延長する。
- (4) 病院の療養病床等又は診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設の従業者の基準及び設備の基準を定める。

- (8) 盛岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正

ア 介護予防認知症対応型通所介護

- (7) 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護に、介護医療院において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護を加える。
- (4) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設における共用型指定介護予防認知症対応型通所



介護事業所の利用定員を、ユニットごとにユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数とする。

イ 介護予防小規模多機能型居宅介護

- (7) 介護医療院が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設されている場合、介護職員は介護医療院の職務に従事することができるものとする。
- (イ) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理者になることができる者に、介護医療院の従業者として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって厚生労働大臣が定める研修を修了したものを加える。
- (ウ) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者になることができる者に、介護医療院の従業者として認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって厚生労働大臣が定める研修を修了したものを加える。

ウ 介護予防認知症対応型共同生活介護

- (7) 共同生活住居の管理者になることができる者に、介護医療院の従業者として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって厚生労働大臣が定める研修を修了したものを加える。
- (イ) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者になることができる者に、介護医療院の従業者として認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって厚生労働大臣が定める研修を修了したものを加える。
- (ウ) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じなければならないものとする。

(9) 盛岡市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正

ア 指定介護老人福祉施設

- (7) 指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じなければならないものとする。
- (イ) 指定介護老人福祉施設は、あらかじめ、緊急時等における対応方法を定めておかなければならないものとするとともに、当該方法について運営規程に定めておかなければならないものとする。

イ ユニット型指定介護老人福祉施設

- (7) ユニット型指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じなければならないものとする。
- (イ) ユニット型指定介護老人福祉施設は、緊急時等における対応方法について、運営規程に定めておくものとする。

ウ その他

経過措置の対象となる一般病床等の転換の期限を平成36年3月31日まで延長する。【附則】

(10) 盛岡市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正

ア 介護老人保健施設

- (7) サテライト型小規模介護老人保健施設の本体施設となる施設に、介護医療院を加える。
- (イ) 介護医療院が本体施設である場合において、本体施設の医師等によりサテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、サテライト型特定施設の支援相談員等を置かないことができるものとする。
- (ウ) 医療機関併設型小規模介護老人保健施設に、介護医療院に併設される介護老人保健施設を加える。
- (エ) 医療機関併設型小規模介護老人保健施設に併設されている介護医療院の施設を利用することにより当該介護医療院の入所者等の処遇が適切に行われると認められるときは、調理室等の施設を有しないことができるものとする。
- (オ) 介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じなければならないものとする。

イ ユニット型介護老人保健施設

- (7) ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設に併設されている介護医療院の施設を利用することにより当該介護医療院の入居者等の処遇が適切に行われると認められるときは、調理室等の施設を有しないことができるものとする。
- (イ) ユニット型介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じなければならないものとする。

ウ その他

経過措置の対象となる一般病床等の転換の期限を平成36年3月31日まで延長する。

(11) 盛岡市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

ア 指定介護療養型医療施設

指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じなければならないものとする。

イ ユニット型指定介護療養型医療施設

ユニット型指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じなければならないものとする。

ウ その他

経過措置の対象となる一般病床等の転換の期限を平成36年3月31日まで延長する。

(12) 盛岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正

ア 指定居宅介護支援事業者が指定居宅介護支援の事業の運営に当たって連携に努めるべき者に、指定特定相談支援事業者を加える。

イ 指定居宅介護支援事業所の管理者は、主任介護支援専門員でなければならないものとする。

ウ 指定居宅介護支援事業者が指定居宅介護支援の提供の開始に際して説明しなければならない事項に、利用者が複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができることを加える。

エ 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者等に対し、病院等に入院する必要がある場合には、介護支援専門員の氏名及び連絡先を当

該病院等に伝えるよう求めなければならないものとする。

オ 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認められるものを、利用者の同意を得て主治の医師等に提供するものとする。

カ 介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならないものとする。

キ 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しなければならないものとする。

(13) 盛岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正

ア 指定介護予防支援事業者が指定介護予防支援の事業の運営に当たって連携に努めるべき者に、指定特定相談支援事業者を加える。

イ 指定介護予防支援事業者が指定介護予防支援の提供の開始に際し、説明しなければならない事項に、利用者が複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができることを加える。

ウ 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際してあらかじめ、利用者等に対し、病院等に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院等に伝えるよう求めなければならないものとする。

エ 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認められるものを、利用者の同意を得て主治の医師等に提供するものとする。

オ 担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならないものとする。

#### 4 施行期日

(1) 3 ((5) ケ(7) , (6) キ(7) 及び(12)カを除く。) 平成30年4月1日

(2) 3 (5) ケ(7) , (6) キ(7) 及び(12)カ 平成30年10月1日

注：「3 制定又は改正の主な内容」中、 で囲んだ部分の改正内容は、平成30年10月1日施行となるものです。

# 介護保険施設の比較

	介護療養病床	介護医療院		介護老人保健施設	特別養護老人ホーム
		I型	II型		
概要	療養病床を有する病院・診療所であって、長期療養を必要とする要介護者に対し、医学的管理の下における介護その他の世話、必要な医療等を提供するもの	要介護高齢者の長期療養・生活施設  (重篤な身体疾患を有する者及び身体合併症を有する認知症高齢者等が主な利用者像)		要介護者にリハビリ等を提供し、在宅復帰を目指す施設	要介護者のための生活施設
設置根拠	医療法 (医療提供施設)				老人福祉法 (老人福祉施設)
	医療法 (病院・診療所)	介護保険法 (介護医療院)		介護保険法 (介護老人保健施設)	
配置	医師	48対1 (3名以上)	医師: 48対1 (3名以上)	医師: 100対1 (1名以上)	健康管理及び療養上の指導のため必要な数
	看護職員	6対1 (うち看護師2割以上)	看護職員: 6対1 (うち看護師2割以上)	看護職員6対1	3対1
	介護職員	6対1～4対1 (療養機能強化型では5対1～4対1)	介護職員: 5対1～4対1	介護職員6対1～4対1	
面積	6.4㎡以上	8.0㎡以上※1※2		8.0㎡以上※2	10.65㎡以上
設置期限	H35年度末	—	—	—	—

※1 多床室の場合でも、家具やパーテーション等による間仕切りの設置など、プライバシーに配慮した療養環境の整備を検討。

※2 大規模改修まで6.4㎡以上で可。

条例の区分	主な改正項目				
	介護医療院創設関係	療養病床の経過措置の期限	共生型サービスの基準設定	身体的拘束等の適正化	緊急時の対応方針
養護老人ホームの基準条例	○			○	
特別養護老人ホームの基準条例	○	○		○	○
軽費老人ホームの基準条例	○			○	
指定居宅サービス等の基準条例	○	○	○	○	
指定介護予防サービス等の基準条例	○	○	○	○	
指定地域密着型サービスの基準条例	○	○	○	○	○
指定地域密着型介護予防サービスの基準条例	○			○	
指定介護老人福祉施設の基準条例	○	○		○	○
介護老人保健施設の基準条例	○	○		○	
指定介護療養型医療施設の基準条例		○		○	

○主な改正項目の具体例

区分	内容
介護医療院創設関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護医療院において、通所リハビリテーション、訪問リハビリテーションを提供可能とする改正。</li> <li>・介護医療院をサテライト型事業所の支援機能を有する本体施設に加える改正。</li> </ul> <p>※サテライト型事業所：複数の事業所で人材を有効活用しながら、より利用者に身近な地域でサービスが提供可能となる事業所の形態。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の兼務や設備の供用が可能となる併設施設に介護医療院を加える改正。</li> </ul>
療養病床の経過措置の期限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・療養病床の設置期限が6年間延長されたことに伴う、所要の改正。</li> </ul>
共生型サービスの基準設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉制度において居宅介護、生活介護又は短期入所等の指定を受けた事業所であれば、介護保険サービスの訪問介護、通所介護又は短期入所生活介護等の指定を受けられるものとして基準を設定する改正。</li> </ul>
身体拘束等の適正化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正前においても、身体的拘束等は原則行ってはならず、やむを得ず行う場合の手続きを定めていたが、更なる適正化を図るため、改正後は、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催、結果の従業者への周知、指針の整備、従業者に対する定期的な研修の実施を義務付けるもの。</li> </ul>
緊急時の対応方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別養護老人ホームにおいては、入所者に病状の急変が生じた場合等のため、あらかじめ、施設に配置されている医師との連携方法その他の緊急時等における対策を定めておくことを義務付けるもの。</li> </ul>

条例の名称	主な改正項目				
	障害福祉制度との連携	管理者の要件	公正中立なケアマネジメント	医療と介護の連携	市町村への届出
指定居宅介護支援等の基準条例	○	○	○	○	○
指定介護予防支援等の基準条例	○		○	○	

○主な改正項目の具体例

区分	内容
障害福祉制度との連携	・障害福祉サービスを利用してきた障がい者が介護保険サービスを利用する場合において、ケアマネジャーと障害福祉制度の相談支援専門員は、連携に努める必要がある旨を明確にする改正。
管理者の要件	・居宅介護支援事業所における人材育成の取組を促進するため、主任ケアマネジャーであることを管理者の要件とする改正。(経過措置あり)
公正中立なケアマネジメント	・ケアマネジャーは、利用者やその家族に対して、利用しようとする居宅サービスの事業所を複数紹介するよう求めることができること等を説明しなければならないこととする改正。
医療と介護の連携	・利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は、利用者の同意を得て、主治の医師等の意見を求めることとされているが、この意見を求めた医師等に対してケアプランを交付することを義務付ける改正。 ・訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、ケアマネジャー自身が把握した利用者の状況等について、ケアマネジャーから主治の医師等に必要な情報伝達を行うことを義務付ける改正。
市町村への届出	・訪問回数が多いケアプランについては、市町村が確認し、必要に応じて是正を促していくことが必要であることから、通常のケアプランよりかけ離れた回数の訪問介護を位置付ける場合、ケアマネジャーは、市にケアプランを届け出なければならないこととするもの。